

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年8月21日)

■個人情報を含む書類の紛失

【県土総務課】……2ページ

■道路維持工事に係る住民訴訟の提起

【道路企画課】……3ページ

■県道本鹿高福線(佐貫工区)バイパス区間の供用開始

【道路建設課】……4ページ

■県内の渇水状況と対応

【河川課】……5ページ

■「海運セミナー2026 ♪海運で開運♪～もうひとつの輸送手段～」の開催

【港湾課】……6ページ

■一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告

【技術企画課、道路企画課、道路建設課、河川課、治山砂防課】……7ページ

県 土 整 備 部

個人情報を含む書類の紛失

令和8年8月21日
県土総務課

八頭県土整備事務所用地課において、個人情報を含む書類を紛失する事案が発生しました。

公共事業の施工に伴う用地買収に際して、所有権移転登記に必要な「相続財産清算人資格証明及び印鑑証明申請書（以下「資格証明書等」という。）」を紛失していることが判明したものであり、資格証明書等には、土地所有者（故人）及び相続財産清算人（弁護士）の個人情報が含まれていました。

今回の事案を踏まえ、個人情報を含む書類等の取扱いに関し、厳正な管理の徹底をするなど、再発防止策を講じます。

1 概要

公共事業（妙法寺川通常砂防工事（八頭郡智頭町智頭地内））の施工に伴う用地買収に際して、買収予定地の登記名義人が既に死亡しており、相続人が不存在であることから、鳥取家庭裁判所倉吉支部に相続財産清算人の選任の申立てを行い、当該買収予定地の所有権を取得しようとしていたもの。

相続財産清算人である弁護士から所有権移転登記に必要な書類を受取り、登記申請を行うまでの間、八頭県土整備事務所用地課内の鍵付きロッカー内に資格証明書等を保管していたが、8月6日に紛失していることが判明した。

資格証明書等には、2名分の個人情報（※）が含まれているが、うち1名の故人は相続人が不存在であることから、相続財産清算人の弁護士に状況説明と謝罪を行った。

※「3 紛失した個人情報」を参照

2 経過

日時	対応経過
令和8年7月1日（水） ～7月6日（月）頃	・八頭県土整備事務所用地課の担当職員が、相続財産清算人である弁護士から資格証明書等を手交（弁護士が八頭県土整備事務所を来所）。 ・受取った担当職員が同課登記専門員（会計年度任用職員）に手渡した。 ・登記専門員は課内の鍵付きロッカー内にクリアファイルに入れて保管した。
令和8年8月6日（木） 午後4時頃	・登記専門員から資格証明書等の所在が不明との報告が担当職員にあり、同課の職員が探したが見つけれなかった。
令和8年8月7日（金） 午前9時頃	・相続財産清算人（弁護士）に電話で状況説明と謝罪を行った。 ※土地所有者（故人）には相続人が不存在

3 紛失した個人情報

買収予定地の土地所有者（故人）及び相続財産清算人の個人情報

- ・土地所有者（故人）：本籍、最後の住所、氏名及び死亡年月日
- ・相続財産清算人（弁護士）：事務所の住所、氏名及び弁護士印

4 原因

7月8日、課内の席替えに伴い、当初保管していた鍵付きロッカーから別の鍵付きロッカーに資格証明書等を含めその他の書類を入替えした際に紛失したものと考えられる。その時に不要な戸籍謄本等をシュレッダーしたことから紛れ込んだ可能性も考えられる。なお、課内職員全員に聞き取りを行い、外部に持ち出していないことを確認している。

5 再発防止策

戸籍謄本等の個人情報を含む書類を廃棄する際は誤廃棄を防ぐため、複数の職員で保存期間等をチェックしながら不要な書類であることを確認し、不要な書類であった場合は、複数の職員で現物を確認しながら廃棄することを徹底する。

なお、部内各課長、地方機関の長及び所属職員へ改めて個人情報に対する厳正な管理徹底の注意喚起を行った。

道路維持工事に係る住民訴訟の提起

令和 8 年 8 月 21 日
道 路 企 画 課

令和 8 年 7 月 2 日に、澤田信介氏から道路維持工事での不当利得に対する損害賠償請求権の行使を県に求める住民訴訟が提起され、鳥取地方裁判所に訴状が提出されました（同年 7 月 24 日県受領）。

本件は、本年 3 月に原告が住民監査請求を行いました、同年 6 月に棄却されていることなどから、県としては訴えの棄却を求め、争う方針です。

1 訴訟の概要

（1）原告 澤田 信介

（2）被告 鳥取県知事 平井 伸治

（3）請求の趣旨

被告は、道路維持工事の受注者 A に対し、金 4,905,948 円及びこれに対する令和 7 年 4 月 26 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員の支払いを請求せよとの判決を求める。

（4）原告の主張概要

本件では、その施工事実を裏付ける客観的資料及び被告の説明が一貫しておらず、5,240m の施工の事実を認めることはできない。5,240m もの側溝清掃について、正式な書面指示がなく、口頭指示のみで施工されたという説明は、不自然である。

未施工部分に対応する工事代金の支出は違法であり、被告は当該不当利得の返還又は損害賠償の請求を求めるべきところ、その行使を怠っている。

（5）その他

令和 8 年度に実施された住民監査請求に基づく監査において、「側溝清掃の施工延長 5,240 m が実際に全区間に渡り施工されていたかいなかったかを現時点で確認することは事実上不可能であることから、架空請求であるという請求人の主張を是認することはできない。」との監査結果が出されています。

2 今後の対応

受注者 A が架空請求を行ったとする原告の主張を是認できないこと、及び本年 3 月に原告が行った住民監査請求は同年 6 月に棄却されていることから、訴えの棄却を求め、争う方針です。

3 第 1 回口頭弁論期日

日時 : 令和 8 年 8 月 24 日（月）午前 11 時 00 分

場所 : 鳥取地方裁判所 32 号法廷

4 経緯

令和 7 年 3 月 17 日～24 日 : 受注者 A が本件側溝清掃施工（4 月 25 日工事代金支払）

令和 8 年 3 月 30 日 : 原告が住民監査請求（6 月棄却）

令和 8 年 7 月 2 日 : 原告が本件訴訟提起

県道本鹿高福線(佐貫工区)バイパス区間の供用開始

令和8年8月21日

道路建設課

通学路の安全対策を目的として平成26年度から整備を推進してきた県道本鹿高福線(鳥取市河原町^{さぬき}佐貫)のバイパス区間について、9月上旬に供用を開始します。

現道区間は沿線集落唯一の生活道路であり、地域住民の重要な基幹道路ですが、人家が連担し幅員が狭小であることから通学時の安全が確保されていません。

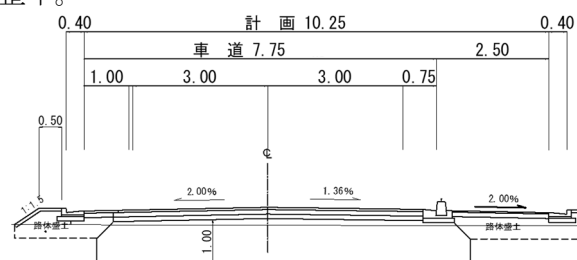
バイパスの整備により走行性及び通学時の安全性が向上します。

1 供用開始日時 9月上旬

※開通式については、地元主体で調整中。

2 事業概要

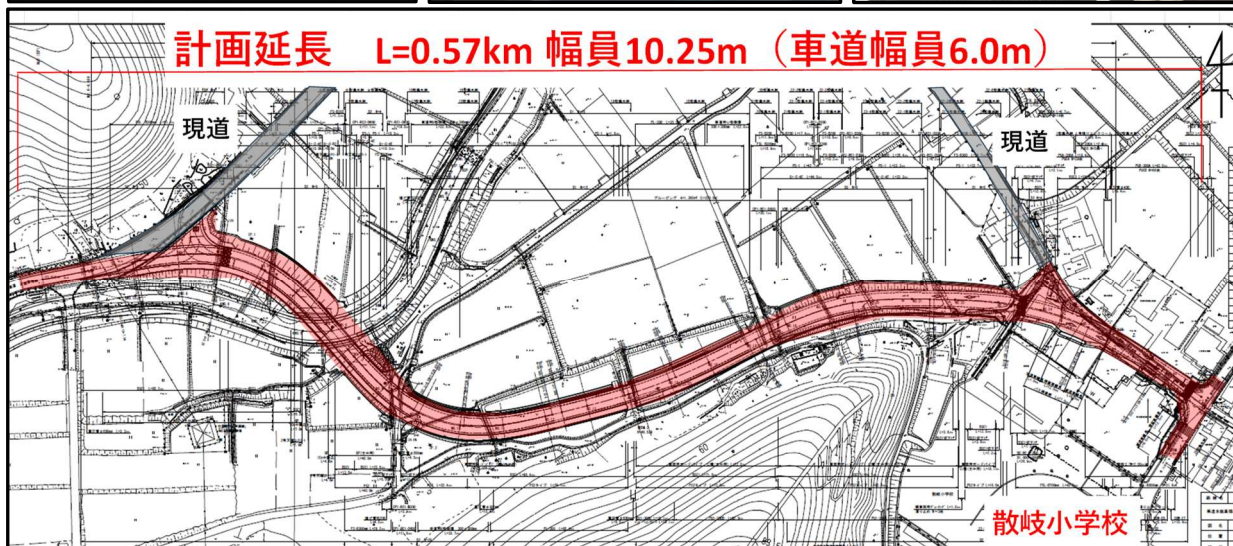
- (1) 延長 : 0.57km
- (2) 幅員 : 10.25m
- (3) 総事業費 : 約7.8億円
- (4) 事業期間 : 平成26年度～令和8年度



3 事業経緯

平成26年：測量及び道路詳細設計、平成30年：用地買収、令和2年：工事着手
令和8年：工事完成

4 位置図



県内の渇水状況と対応

令和8年8月21日
河川課
農地・水保全課
企業局工務課

梅雨明けからの少雨により、日野川流域をはじめとして県内各所で流況の悪化が見られることから、各流域の水利用協議会等で利水者間の調整を図りながら取水制限等の対応を実施してきたところです。
先週からの降雨により流況は一時的に改善したものの悪化傾向は続いており、今後も流況に応じて水利用協議会等で調整を図りながら、国、市町村等の関係機関と連携して対応していきます。

1 主要河川の状況

	流 況	水利用協議会等の開催状況	取水制限等
千代川流域	<用瀬観測所の日平均流量> 7.25m³/s (8月16日時点) ⇒取水制限を開始する基準流量 6.00 m³/sを上回っているが、流況は悪化傾向。 <蔵ダムの貯水率> 58.2% (8月17日時点) ⇒取水制限を開始する基準貯水率 50%を上回っているが、流況は悪化傾向。	<千代川流域水利用協議会> (開催日) 8月17日 (出席者) 国土交通省鳥取河川国道事務所、鳥取県、企業局、東部地区市町、各土地改良区等 (内 容) ・流況や気象等に関する情報提供 ・各関係機関の状況報告 ・基準流量または貯水率を下回った場合は、取水制限を実施することを確認した。	取水制限なし
天神川流域	<小田観測所の日平均流量> 3.40m³/s (8月16日時点) ⇒取水制限を開始する基準流量 0.50 m³/sを上回っているが、流況は悪化傾向。	<天神川渇水調整協議会> (開催日) 7月29日 (出席者) 国土交通省倉吉河川国道事務所、鳥取県、企業局、中部地区市町、各土地改良区等 (内 容) ・流況や気象等に関する情報提供 ・各関係機関の状況報告	取水制限なし
日野川流域	<車尾堰地点の日平均流量> 4.75m³/s (8月16日時点) ⇒取水制限の制限率を上げる基準流量1.00 m³/sを一時的に上回っているが、流況は悪化傾向。	<日野川流域水利用協議会> (開催日) 7月21日及び8月5日 (出席者) 国土交通省日野川河川事務所、鳥取県、企業局、西部地区市町村、各土地改良区等 (内 容) ・取水制限の開始、引上げ ・菅沢ダム等の運用方法	取水制限あり 7/24(一律10%) 8/ 1(一律15%) 8/ 6(一律20%) 8/12(一時解除) 8/15(一律10%)
2級河川	<蒲生川> ・流況悪化による取水困難 ⇒7月末の降雨により一時的に回復。	<渇水対策会議(蒲生川)> (開催日) 8月5日 (出席者) 岩美町、鳥取県、用水管理者等 (内 容) ・各関係機関の状況報告 ・天神池の運用等	取水制限なし

2 各分野の対応状況

(1) 菅沢ダム等からの放流対応

- ・日野川第一発電所(県企業局)と黒坂発電所(中国電力)の発電放流を交互に実施し、流況を維持する。
※菅沢ダムの利水貯水率(8月17日時点) 16.6%

(2) 農業取水の緊急対応状況

- ・渇水となっている地域(蒲生川流域、千代川流域、天神川流域、日野川流域など)では節水・番水を実施している。
- ・更に用水が不足する地域では、令和8年度当初予算措置の「みんなで取り組む渇水対策事業」を活用し、緊急対応を実施している。
 - ①岩美町大谷ほか2地区、琴浦町出上、南部町宮前ほか5地区、日野町荒神原ほか1地区ではポンプにより用水確保している。
 - ②岩美町宇治では給水車による給水を行った。
 - ③日野町貝原では取水口へ導水のための河床掘削を行った。

(3) 工業用水道、上水道取水の状況

[工業用水道]

- ・ユーザーに対して節水の呼びかけを実施し、自主的な節水に取り組んでいる。
- ・日野川工業用水道については、別水源である渇水井戸を活用し、実質的な制限を行うことなく配水しているが、取水制限30%を超えると、減量等の対応が必要となる。

[上水道]

- ・現時点で影響は出ていないが、今後も情報収集に努めていく。

「海運セミナー2026 ♪海運で開運♪～もうひとつの輸送手段～」の開催

令和8年8月21日
港 湾 課

山陰近畿自動車道(鳥取～覚寺間、通称「南北線」)によりアクセス向上が見込まれる鳥取港の更なる物流の拠点化を目指し、荷主企業や物流事業者等を対象とした海運に関するセミナーを開催しました。

1 開催概要

- (1) 日 時 令和8年8月7日(金) 午後1時30分から午後3時
- (2) 場 所 鳥取県漁業協同組合1階研修室及び現地視察
- (3) 主催者 鳥取港振興会
- (4) 参加者 荷主企業(製造業、商社、木材・建築業等)5名、貿易・産業支援機関2名、地元関係者5名、行政関係者18名 合計30名

2 テーマ

- (1) 海を渡る鳥取県のブランド「白バラ牛乳」
 - ・講演者： 大山乳業農業協同組合
 - ・内 容： 船便による輸送コストカットが実現し、海外販路を開拓した同社の事例を紹介いただいた。
- (2) 鳥取の輸出を支える地域商社
 - ・講演者： 潤徳株式会社(FMLI インターナショナルジャパン)
 - ・内 容： 輸出先の市場調査・バイヤーの招聘・商談のセッティング等を手がける同社に大山乳業協同組合の香港への輸出をサポートした事例を紹介いただいた。
- (3) 鳥取港海上見学
 - ・説明者： 鳥取港湾事務所、鳥取港振興会
 - ・内 容： 鳥取港の新たな利用促進を図るため、普段、目にすることができない鳥取港を海上から視察した。
 - ・ルート： 松島遊覧船発着場(賀露)～1号・3号岸壁～西浜航路(第1防波堤)～砂丘付近～千代航路～松島遊覧船発着場(賀露)

3 今後の取組

セミナー参加者を中心に海上輸送を利用する可能性のある貨物の掘り起こしや、海運利用の促進を図っていくため、引き続き当該セミナー等を通じて荷主企業、物流事業者との情報交換や国内の有効事例等の情報発信を行っていく。



海運セミナーの様子

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告

【新規分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契約年月日	入札方式
道路企画課 〔鳥取県土整備事務所〕	国道482号(古市工区)道路災害防除工事(補助)	鳥取市 佐治町 古市	有限会社プロテクト 代表取締役 岸野 忍	125,290,000円 (予定価格) 136,571,600円	令和8年7月22日 ～ 令和9年3月15日	令和8年7月22日	制限付 一般競争入札 (5社)
道路企画課 〔八頭県土整備事務所〕	国道482号道路災害防除工事(長砂工区)(2工区)(交付金防災)	八頭郡 若桜町 長砂	株式会社谷口工務店 代表取締役 谷口 洋一	117,700,000円 (予定価格) 128,946,400円	令和8年7月22日 ～ 令和9年3月15日	令和8年7月22日	制限付 一般競争入札 (11社)
道路建設課 〔中部総合事務所 県土整備局〕	県道三朝中線(片柴橋工区)橋梁下部工事(2工区)(交付金)	東伯郡 三朝町 片柴	福井土建株式会社 代表取締役 福井 重秋	100,980,000円 (予定価格) 109,549,000円	令和8年8月17日 ～ 令和9年3月15日	令和8年7月7日	制限付 一般競争入札 (2社)
河川課 〔鳥取県土整備事務所〕	岩美海岸(陸上地区)サンドバック設置工事(5工区)	岩美郡 岩美町 陸上	株式会社藤原組 取締役社長 藤原 正	99,550,000円 (予定価格) 108,706,400円	令和8年7月31日 ～ 令和9年3月15日	令和8年7月31日	制限付 一般競争入札 (17社)
河川課 〔鳥取県土整備事務所〕	塩見川広域河川改修工事(21工区)(国補正)	鳥取市 福部町 細川	やまこう建設株式会社 代表取締役社長 鶴石 健治	181,500,000円 (予定価格) 198,116,600円	令和8年7月13日 ～ 令和9年3月15日	令和8年7月13日	制限付 一般競争入札 (15社)
治山砂防課 〔鳥取県土整備事務所〕	呑谷川砂防メンテナンス工事	鳥取市 佐治町 尾際	株式会社大谷組 代表取締役 大谷 廣秋	135,740,000円 (予定価格) 148,779,400円	令和8年7月27日 ～ 令和11年3月25日	令和8年7月27日	制限付 一般競争入札 (12社)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告

【変更分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契約年月日	変更理由
技術企画課 〔 鳥取県土 整備事務所 〕	春谷川砂防災害復旧工 事(R5年災335号、336号 及び337号)	鳥取市 佐治町 春谷	北村屋木材株式会社 代表取締役 有田 繁博	(当初契約額) 143,990,000円	令和6年9月9日 ～ 令和7年3月14日	(当初契約年月日) 令和6年9月9日	-
					(変更後工期) 令和7年6月10日	(第1回変更契約年月日) 令和7年3月11日	資材の確保に時間を要 したことによる工期の延 伸
					(変更後工期) 令和7年12月25日	(第2回変更契約年月日) 令和7年6月9日	地元調整の結果、農繁 期を避けた施工を行う事 となったことによる工期 の延伸
				(第3回変更後契約額) 143,053,900円 〔 (変更額) 〕 △936,100円	(変更後工期) 令和8年3月16日	(第3回変更契約年月日) 令和7年12月22日	支持地盤が高く出た為、 ブロック積の面積が減っ たことによる工事費の減 及び関連する工事との 工程調整による工期の 延伸
					(変更後工期) 令和8年6月10日	(第4回変更契約年月日) 令和8年3月13日	顕著な大雪の影響を受 け、現地作業に遅れが 生じ、関係工事などと工 程の再調整を行ったこと による工期の延伸
					(変更後工期) 令和8年7月31日	(第5回変更契約年月日) 令和8年5月29日	隣接する関係工事と施 工順序等の調整に時間 を要したことによる工期 の延伸
				(第6回変更後契約額) 142,352,100円 〔 (変更額) 〕 △701,800円		(第6回変更契約年月日) 令和8年7月24日	現場条件により雑工の 面積が減少したことによ る工事費の減

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告

【変更分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契約年月日	変更理由
技術企画課 〔 鳥取県土 整備事務所 〕	大石川砂防災害復旧工 事(R5年災326号(7～8 工区))	鳥取市 国府町 大石	福上工業株式会社 代表取締役 福石 幸平	(当初契約額) 171,160,000円	令和7年3月3日 ～ 令和8年1月5日	(当初契約年月日) 令和7年3月3日	-
				(第1回変更後契約額) 226,997,100円 (変更額) 〔 55,837,100円 〕	(変更後工期) 令和8年3月23日	(第1回変更契約年月日) 令和7年11月26日	・労務単価の特例措置、 ICT施工の実施、残土搬 出箇所の変更を行ったこ とによる工事費の増 ・河道内の転石破碎及び 現場外搬出に不測の日 数を要したことによる工 期の延伸
					(変更後工期) 令和8年6月30日	(第2回変更契約年月日) 令和8年3月19日	降雪による転石破碎の 作業効率低下及び建設 残土の処分場への搬出 遅延による工期の延伸
				(第3回変更後契約額) 238,978,300円 (変更額) 〔 11,981,200円 〕	(変更後工期) 令和8年7月31日	(第3回変更契約年月日) 令和8年6月30日	・河道内の転石破碎数 量が増加したことによる 工事費の増 ・工事用道路として使用 した道路の補修を追加し たことによる工事費の増 及びこの追加工事の施 工日数を確保するため の工期の延伸
				(第4回変更後契約額) 240,095,900円 (変更額) 〔 1,117,600円 〕		(第4回変更契約年月日) 令和8年7月28日	建設工事請負契約書第 25条第1項、第2項及び 第3項(全体スライド条 項)に基づく請負代金の 増

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告

【変更分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契約年月日	変更理由
技術企画課 〔 鳥取県土 整備事務所 〕	佐治川河川災害復旧工 事(R5年災148号)	鳥取市 佐治町 古市	有限会社中信建設 代表取締役 中村 砂雄	(当初契約額) 174,350,000円	令和6年9月10日 ～ 令和7年3月14日	(当初契約年月日) 令和6年9月10日	-
					(変更後工期) 令和7年11月28日	(第1回変更契約年月日) 令和7年3月13日	資材の確保に時間を要 したことによる工期の延 伸
				(第2回変更後契約額) 198,936,100円 (変更額) 〔 24,586,100円 〕	(変更後工期) 令和8年3月13日	(第2回変更契約年月日) 令和7年11月26日	関連する農地災害復旧 工事との調整に不測の 日数を要したことによる 工期の延伸及び残土搬 出箇所の変更を行ったこ とによる工事費の増
				(第3回変更後契約額) 204,892,600円 (変更額) 〔 5,956,500円 〕	(変更後工期) 令和8年7月31日	(第3回変更契約年月日) 令和8年3月12日	支障木伐採等を追加し たことによる工事費の増 及び隣接工事や残土搬 出先との調整による工期 の延伸
					(変更後工期) 令和8年8月31日	(第4回変更契約年月日) 令和8年7月29日	建設発生土の搬出先と の時期調整及び借地部 の場内整備の調整に伴 う工期の延伸

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告

【変更分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契約年月日	変更理由
道路建設課 〔八頭県土 整備事務所〕	県道津山智頭八東線(大 呂2工区)改良工事(護岸 9工区)(交付金改良)	八頭郡 智頭町 大呂	株式会社谷口工務店 代表取締役 谷口 洋一	(当初契約額) 95,700,000円	令和7年9月5日 ～ 令和8年3月13日	(当初契約年月日) 令和7年9月5日	-
					(変更後工期) 令和8年7月30日	(第1回変更契約年月日) 令和8年3月11日	施工上支障となる電柱 及び架線の移設に日数 を要したこと等による工 期の延伸
					(変更後工期) 令和8年10月30日	(第2回変更契約年月日) 令和8年7月29日	橋台工施工において、土 質変化による仮設法面 対策の安全性の照査・ 検討等に日数を要したこ と等による工期の延伸
道路建設課 〔中部総合事務所〕 県土整備局	国道179号(はわいバイ パス)改良工事(7工区) (補助改良)(国補正)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	株式会社高野組 代表取締役 高力 久美	(当初契約額) 171,600,000円	令和7年3月31日 ～ 令和8年1月28日	(当初契約年月日) 令和7年3月31日	-
					(変更後工期) 令和8年3月25日	(第1回変更契約年月日) 令和8年1月6日	路体盛土に使用する流 用土の受け入れ調整に 日数を要したことによる 工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 235,502,300円 (変更額) 〔63,902,300円〕	(変更後工期) 令和8年6月30日	(第2回変更契約年月日) 令和8年3月19日	・盛土に使用する現場発 生土の土質改良を追加 したことによる工事費の 増 ・上記施工を追加したこ とによる工期の延伸
					(変更後工期) 令和8年7月24日	(第3回変更契約年月日) 令和8年6月18日	隣接工区との工程調整 の結果による工期の延 伸
				(第4回変更後契約額) 235,241,600円 (変更額) 〔△260,700円〕		(第4回変更契約年月日) 令和8年7月17日	現地調査の結果、法面 植生工の使用材料を変 更したことによる工事費 の減

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告

【変更分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契約年月日	変更理由
道路建設課 〔中部総合事務所 県土整備局〕	国道313号(北条倉吉道 路延伸)改良工事(4工 区)(補助改良)	東伯郡 北栄町 弓原	株式会社井中組 代表取締役 井中 紳二	(当初契約額) 152,130,000円	令和7年10月15日 ～ 令和8年3月13日	(当初契約年月日) 令和7年10月15日	-
				(第1回変更後契約額) 185,130,000円 (変更額) 〔 33,000,000円 〕	(変更後工期) 令和8年7月31日	(第1回変更契約年月日) 令和8年3月12日	・インターチェンジの整備 に関する工事を追加した こと等による工事費の増 ・上記施工を追加したこ とによる工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 172,163,200円 (変更額) 〔 △12,966,800円 〕		(第2回変更契約年月日) 令和8年7月29日	関連工事との調整の結 果、防護柵の施工を取り 止めたことによる工事費 の減
道路建設課 〔西部総合事務所 米子県土整備局〕	県道西伯根雨線(中工 区)改良工事(4工区)(防 災安全交付金)	西伯郡 南部町 中	有限会社藤本組 代表取締役 野川 啓一	(当初契約額) 121,000,000円	令和7年10月8日 ～ 令和8年3月16日	(当初契約年月日) 令和7年10月7日	-
					(変更後工期) 令和8年7月31日	(第1回変更契約年月日) 令和8年3月11日	土質の変化(硬岩)によ り施工効率が低下したこ とによる工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 127,030,200円 (変更額) 〔 6,030,200円 〕	(変更後工期) 令和8年8月31日	(第2回変更契約年月日) 令和8年7月28日	・工事用道路の盛土材に ついて、他工事との調整 の結果、購入土へ変更し たこと等による工事費の 増 ・降雨等の影響により、 仮設工の復旧が生じた ことによる工期の延伸

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告

【変更分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契約年月日	変更理由
河川課 〔西部総合事務所 米子県土整備局〕	水貫川河川改修工事(8 工区)(除塵機)(補助)	米子市 皆生新田	西田鉄工株式会社 中四国営業所 所長 宮崎 泰三	(当初契約額) 151,140,000円	令和7年8月6日 ～ 令和8年7月31日	(当初契約年月日) 令和7年8月5日	-
				(第1回変更後契約額) 154,070,400円 (変更額) 〔 2,930,400円 〕		(第1回変更契約年月日) 令和8年2月27日	ステンレス材の酸洗い費 について、工場管理費の 対象としたこと等による 工事の増
					(変更後工期) 令和8年12月11日	(第2回変更契約年月日) 令和8年7月14日	関連工事との工程調整 による工期の延伸